

第5次基本構想 前期基本計画(案)

第1章 未来を担う子どもを育み、育ちあう人のまち	
大柱1 子育て支援の充実	… P. 2
大柱2 子どもの教育の充実	… P. 4
大柱3 青少年の健全育成支援	… P. 8
第2章 健康で生きいき、相互に支えあう人のまち	
大柱1 健康づくりの推進	… P. 12
大柱2 地域医療体制の充実	… P. 14
大柱3 地域福祉の充実	… P. 16
大柱4 高齢者福祉の充実	… P. 18
大柱5 障がい者福祉の充実	… P. 20
大柱6 社会保障の充実	… P. 22
第3章 生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち	
大柱1 人権の尊重	… P. 26
大柱2 生涯にわたる学習・教育環境の充実	… P. 28
大柱3 市民文化の創造	… P. 30
大柱4 スポーツ・レクリエーションの推進	… P. 32
大柱5 文化財の保存と活用	… P. 34
第4章 にぎわいと活力をつくる人のまち	
大柱1 農業の振興	… P. 38
大柱2 商工業の振興	… P. 40
大柱3 勤労者福祉の充実	… P. 42
大柱4 地域活性化の推進	… P. 44
第5章 安心、安全、快適な地域をつくる人のまち	
大柱1 計画的な土地利用の推進	… P. 48
大柱2 水と緑の保全と活用	… P. 52
大柱3 循環型社会の形成と生活環境の保全	… P. 54
大柱4 市街地の整備	… P. 56
大柱5 道路・交通環境の整備	… P. 58
大柱6 上下水道の整備	… P. 62
大柱7 防災・防犯対策の充実	… P. 64
大柱8 消費生活・市民相談の充実	… P. 68
第6章 市民参加・協働により、豊かな自治をつくる人のまち	
大柱1 市民自治の推進	… P. 72
大柱2 計画的な総合行政の推進	… P. 74
大柱3 健全な財政運営	… P. 76
大柱4 広域行政の推進	… P. 78

第1章

未来を担う子どもを育み、育ちあう人の まち

第1章第1節

大柱 子育て支援の充実

1 施策の方向性

子どもを安心して生み育て、健やかに子どもが成長できる環境を整えるため、健診や相談の充実、親子のふれあいや学習の場の提供、地域・市民による子育て支援体制の充実に取り組みます。また、保育所や放課後児童クラブの整備により、仕事と家庭の両立を支援します。

また、発達の遅れや障がいのある子どもの将来の生活適応能力の向上や障がいなどの軽減を目指して、発育・発達支援の充実に努めます。

2 現状と課題

- ・本市の合計特殊出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表す比率）は、平成20年時点で1.25人で、年々減少しています。全国的な傾向と同様、少子高齢化が進展していることから少子化対策の充実が求められています。
- ・雇用をはじめとした厳しい社会情勢のもと、子育て家庭に対して医療費助成などの経済的支援に努めています。
- ・核家族化や女性の社会進出、就業形態の多様化に伴い、仕事と子育てを両立できる多様な子育て支援策の充実が求められています。
- ・子育て家庭が孤立し、子育てに不安や負担感を覚える保護者の増加を踏まえ、子育て支援センター機能の強化とネットワークの充実が求められています。
- ・近年の児童虐待通報件数の増加や、個別支援を必要とする親子の増加に対応できる相談支援体制の充実が求められています。
- ・本市では、乳幼児健診などによる障がいの早期発見から、みずほ学園での療育や保育所での保育、小・中・特別支援学校での特別支援教育、さらには卒業後の進路指導まで一連の体制が整っておりますが、近年、発達障がい児・者に関する相談・支援が増えていることから、発達障がいに対応した施策の充実が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
子育て支援の充実	— 子育て家庭への経済的支援 — ひとり親家庭などの自立支援 — 地域との連携による子育て支援の充実 — 保育環境の充実 — 放課後児童の健全育成 — 子育て親子の健康支援 — 児童相談の充実

5 施策の内容

- (1) 子育て家庭への経済的支援（子育て支援課）
 - ・経済的負担軽減のため、こども医療費や手当などの助成を行います。
- (2) ひとり親家庭などの自立支援（子育て支援課）
 - ・ひとり親家庭などに対し、生活面・経済面の援助や就労支援を行うとともに、自立促進に努めます。
- (3) 地域との連携による子育て支援の充実（子育て支援課）
 - ・子育てに対する不安や負担感を軽減するため、子育て支援センター及び地域の子育て支援拠点の充実により、情報提供や相談体制の充実、乳幼児親子の出会いや交流を進めます。
 - ・子育て支援センターを中心として、子育て支援団体や子育てサークル、関係機関などとのネットワークを強化し、地域ぐるみで子育て支援を進めます。
- (4) 保育環境の充実（子育て支援課）
 - ・待機児童の解消や施設環境の改善のため、保育所の整備を進めます。
 - ・低年齢児の保育ニーズに対応するため、家庭保育室の支援に努めます。
 - ・多様化する保育ニーズに対応するため、保育時間の延長や一時預かり事業などの充実努めます。
- (5) 放課後児童の健全育成（子育て支援課）
 - ・利用者ニーズを踏まえ、放課後児童クラブの施設環境と運営内容の充実に努めます。
- (6) 子育て親子の健康支援（健康増進センター）
 - ・妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、健診や相談の充実に努めます。
 - ・地域医療機関などとの連携や母子保健推進員の地域活動などにより、子育て親子の健やかな生活を支援します。
- (7) 児童相談の充実（障害福祉課）
 - ・子どもの発育・発達、養育などの問題に対応するため、相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる診断・専門指導などの充実に努めます。
 - ・要保護児童地域対策協議会の充実により、児童虐待の早期発見・対応などの強化に努めます。

第1章第2節

大柱 子どもの教育の充実

1 施策の方向性

一人ひとりの子どもが豊かな心や生きる力を育めるよう、基礎的・基本的な知識と技能の習得や体力の向上に取り組むとともに、心の教育を充実します。また、学校・家庭・地域との連携を深めながら、地域の教育力を高め、地域での子どもの教育の推進に努めます。

障がいのある子どもの個々の可能性や能力を伸ばすための教育を充実し、自立のための能力形成を目指して、社会参加や交流教育を推進します。

子どもが安心安全で快適な教育環境のもとで学習できるよう、学校施設・設備の計画的な整備や地域と連携した防犯体制の整備に努めます。

2 現状と課題

- ・児童生徒一人ひとりに生命を大切にする心や思いやりなどを育成するため、心の教育を充実することが大切です。
- ・国際化、高度情報化、核家族化や環境問題など、社会環境が変化している中、食育や情報教育、環境教育などの充実を図り、児童生徒が主体的・創造的に未来を切り拓いていく力を育成することが求められています。
- ・各学校が創意工夫を重ねながら特色ある教育活動に取り組み、地域に信頼される学校づくりを目指しています。
- ・学校応援団の活動を中心として、家庭や地域との連携を深め、開かれた学校づくりを進めることが求められています。
- ・いじめや不登校問題への対応のため、教育相談研究室と学校、家庭と連携し支援体制を充実していくことが大切です。
- ・学校施設の耐震化については、校舎・体育館の補強工事が終了しましたが、今後も計画的な改修工事により、安心・安全で快適な教育環境の確保が必要です。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
子どもの教育の充実	— 教育内容の充実
	— 学力の向上
	— 心の教育の充実
	— 特別支援教育の推進
	— 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進
	— 安心・安全な教育環境の整備
	— 教職員の資質向上
	— 大学との教育連携
	— 教育相談体制の充実
	— 不登校児童生徒の支援
	— 学校給食の充実
	— 学校施設・備品の充実
	— 幼児教育・高校入学などの支援

5 施策の内容

(1) 教育内容の充実（学校教育課）

- ・「教育に関する3つの達成目標（学力・規律ある態度・体力）」への取り組みを通して、基礎的・基本的な知識や技能の確実な定着を行うとともに、児童生徒の知・徳・体の育成のバランスを重視する教育を一層進めます。
- ・各学校が地域の人材活用などにより教育力をさらに高め、特色ある教育活動を推進します。
- ・児童生徒自らが、望ましい食習慣を身につけることができるよう、栄養教諭と学校栄養職員を中心に、「食育」に関する指導を充実します。
- ・小学校の英語活動及び中学校の英語教育を進めるとともに、地域人材を活用した国際理解教育の充実に取り組みます。
- ・いじめや暴力行為などの根絶を目指し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認める態度を育成する人権教育を充実します。
- ・コンピュータなどを活用した情報教育や環境教育、ボランティア・福祉教育など、時代の進展に対応する教育を進めます。

(2) 学力の向上（学校教育課）

- ・児童生徒一人ひとりに基礎的・基本的な知識や技能を身につけさせ、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などの能力を育むとともに、主体的に学習に取り組む態度を養うよう努めます。
- ・児童生徒一人ひとりの理解の程度や興味・関心に応じた指導が進められるよう、「基礎学力定着支援員」や「少人数指導加配教員」などを活用し、指導方法や指導体制などの工夫改善に努め、個に応じた指導を充実しま

す。

(3) 心の教育の充実

- ・思いやりの心や他人と協調する心、規範意識などを育むため、魅力ある道徳授業や多様な体験活動などにより、教育活動全体を通して「心の教育」を充実します。

(4) 特別支援教育の推進（学校教育課）

- ・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために、すこやか支援員の配置をはじめ、発達障がい・情緒障がい通級指導教室や、特別支援学校のセンター的機能を充実し、適切な指導・支援を行います。

(5) 学校・家庭・地域が一体となった教育の推進（学校教育課、生涯学習課、公民館）

- ・学校公開日や学校・学級通信、教育研究活動の公開などによって、保護者をはじめとする地域住民と情報の共有を推進し、地域に開かれた学校運営を進めます。
- ・経験豊かな市民の知識や技能を活用するとともに、学校の学習活動などに保護者・地域が協力する学校応援団の充実に取り組みます。

(6) 安心・安全な教育環境の整備（学校教育課）

- ・児童生徒の安全を確保し、安心して学べる教育環境づくりのため、スクールガード・チーフの配置や青色パトロールカーの巡回などにより、学校と家庭・地域が連携・協力し一体となった防犯体制の充実に努めます。

(7) 教職員の資質向上（学校教育課）

- ・学校研究や共同・個人研究、各種研修会など、学校の活性化と教育力の向上・充実により、教職員の資質の向上に取り組みます。

(8) 大学との教育連携（学校教育課）

- ・教育実習、スクールボランティアなどを通して、大学と各学校が連携し、学校教育の充実に努めます。

(9) 教育相談体制の充実（教育相談研究室）

- ・悩みを持つ児童生徒、保護者や教員などの教育相談を充実します。
- ・教育相談に関する調査・研究、教職員への研修を推進します。
- ・講演会などを通して教育相談の趣旨の啓発に取り組み、家庭教育の向上を支援します。

(10) 不登校児童生徒の支援（教育相談研究室）

- ・不登校児童生徒の学校復帰や社会的自立に向けて、各学校や家庭と連携し、通室生指導員による集団生活への適応指導や、基礎学力の定着の取り組みを進めます。

(11) 学校給食の充実（学校給食センター）

- ・食育推進の観点から、安全でおいしい給食を提供するため、食材の吟味、地場産食材の利用拡大、設備の計画的な修繕などを進めます。

(12) 学校施設・備品の充実（教育総務課、学校教育課）

- ・学校施設の安全性と快適な施設環境を整えるため、トイレの洋式化や大規模改修工事などにより、学校施設の改善を計画的に進めます。
- ・教育効果の向上と、豊かな教育環境を整えるため、教材備品などを充実します。

(13) 幼児教育、高校入学などの支援（学校教育課、教育総務課）

- ・小学校と幼稚園、保育所との連携を充実し、情報の共有などにより幼児期から低学年におけるきめ細かな教育内容の充実に努めていきます。
- ・幼稚園などへの就園に対する補助を行います。
- ・高校・短大・大学などへの入学に際して、経済的支援を必要とする市民を援助し、教育機会を保障します。

第1章第3節

大柱 青少年の健全育成支援

1 施策の方向性

豊かな人間性と自主性を持った青少年を育成するため、家庭や学校をはじめとした地域全体で青少年の居場所づくりや団体活動に対する支援に取り組むとともに、青少年の社会参加を促し、健全育成を推進します。

2 現状と課題

- ・問題行動の低年齢化などを踏まえ、青少年を取り巻く環境などに関する学習機会の提供など健全育成の啓発が大切です。
- ・青少年が地域の一員であることの自覚を促すために、ボランティア活動や地域行事などに参加することや、その活動が地域で受け入れられることが必要です。
- ・青少年育成関係団体などと連携を強化し、より充実した取り組みが必要です。
- ・富士見市青少年育成市民会議では、青少年の健全な育成や環境浄化などに関する取り組みを行っており、青少年相談員や青少年育成推進員などによる自主的な活動も行われています。
- ・地域子ども教室は、全小学校区に設置され、地域の状況に応じた取り組みを行っています。
- ・児童館では、乳幼児親子や小学生を対象とした「遊びの学校」などの各種事業を実施しているほか、中高校生の居場所づくりとして、夜間開館を行っています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
青少年の健全育成支援	－ 青少年関係団体の育成支援
	－ 青少年の自主的な活動に対する支援

5 施策の内容

(1) 青少年関係団体の育成支援（生涯学習課）

- ・ 青少年の健全育成を目指し、富士見市青少年育成市民会議や青少年相談員協議会などとの連携を進めます。
- ・ 地域子ども教室運営委員会や子ども会育成会などの円滑な活動に向けた支援を行います。

(2) 青少年の自主的な活動に対する支援（子育て支援課（児童館）、公民館、交流センター、生涯学習課）

- ・ 青少年が社会の構成員であることや郷土意識を育てるために、児童館や公民館、交流センターにおいて、青少年対象事業に企画段階から参加する機会の充実に取り組みます。
- ・ 青少年が自主的に活動できるような環境づくりや、青少年団体の円滑な運営に向けた支援を行います。
- ・ 出会いと交流の場とするため、児童館における中学・高校生のための居場所づくりをさらに充実し、児童館を中心としたボランティア活動に広く青少年が参加できるよう支援に努めます。

第2章

健康で生きいき、相互に支えあう人の まち

第2章第1節

大柱 健康づくりの推進

1 施策の方向性

市民が生涯を通じて健康で暮らせるよう、健康に対する一人ひとりの意識を高めるため、健康教育や相談などの啓発事業を実施します。

疾病などを予防するため、市民との協働による健康づくりや、介護予防、感染症対策などに取り組むとともに、疾病などの早期発見・早期治療を目指し、生活習慣病などの予防に重点を置いた対策を推進します。

さらに、市民一人ひとりの健康への自己管理を促すため、特定健診・特定保健指導や各種がん検診などの受診率向上を目指します。

2 現状と課題

- ・健康に対する意識啓発や健康づくりの取組みとしては、町会などと協力し健康相談や健康講座などを実施していますが、今後さらに、積極的に地域に出向いて開催することや、多くの人が集まる行事に合わせて行うなど、効果的に進めていくことが求められています。
- ・生活習慣病を未然に防ぐには、従来 of 疾病予防の中心であった二次予防（健康診査などによる早期発見・早期治療）や三次予防（疾病の治療・重度化予防）に留まることなく、生活習慣を改善して健康を増進し、生活習慣病などの発病を予防する「一次予防」に重点を置いた対策が求められています。
- ・死亡主要原因は、がんが第1位であり、国では「がん対策推進基本計画」に基づき、がん検診の受診率50%を目指しており、本市でもがん検診の受診率向上が求められています。
- ・新型インフルエンザなどの新しい感染症に対し、情報提供や迅速な対応が求められています。
- ・介護予防の普及啓発をさらに進めるため、地域で展開される介護予防活動への支援が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
健康づくりの推進	健康づくりの推進
	がん検診の推進
	感染症などの予防の充実
	子育て親子の健康支援（再掲）
	介護予防対策の推進

5 施策の内容

(1) 健康づくりの推進（健康増進センター）

- ・生活習慣病の一次予防に重点を置き、市民が自己管理による健康な生活を送ることができるよう、健康教育・健康相談の機会の充実に努めます。
- ・町会や地区社協などと協力して健康意識の高揚を促し、健康学習や健康実践活動を支援します。
- ・妊娠期や乳幼児期、子どもから高齢者に至るまで、健康的な食習慣を身につけられるよう、関係機関と連携し、情報提供や啓発などの食育を進めます。
- ・特定健診・特定保健指導の受診率・実施率向上に向け、趣旨の啓発に取り組めます。

(2) がん検診の推進（健康増進センター）

- ・実施方法を見直すなど利便性に配慮しながら、各種がん検診の普及啓発を進め、受診率向上に努めます。

(3) 感染症などの予防の充実（健康増進センター）

- ・感染症の発生や蔓延・重症化予防を目的に各種予防接種を実施します。
- ・関係機関と連携し、新型感染症に関する情報提供や予防対策などに取り組めます。

(4) 子育て親子の健康支援（再掲）（健康増進センター）

- ・妊娠・出産から乳幼児期に至るまで、母親の健康な生活と乳幼児の健やかな発育・発達を促すため、健診や相談の充実に努めます
- ・地域医療機関などとの連携や母子保健推進員の地域活動により、様々な面から子育て親子の健やかな生活を支援します。

(5) 介護予防対策の推進（高齢者福祉課、健康増進センター）

- ・加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組めます。
- ・介護予防活動に取り組んでいる市民の自主グループの育成と交流を支援します。

第2章第2節

大柱 地域医療体制の充実

1 施策の方向性

市民が必要とする医療を適切に受けられるよう、医療機関の相互の連携を支援するとともに、日頃から地域医療に関する情報を積極的に市民に提供します。また、近隣市町と連携し、夜間・休日の救急医療体制の充実に努めます。

2 現状と課題

- ・市内の医療機関は、平成22年3月現在、病院6施設、診療所50施設、歯科診療所48施設あります。
- ・本市の救急医療体制は、初期救急（外来治療を必要とする軽症の患者に対応）、第二次救急（入院治療を必要とする重症の患者に対応）、第三次救急体制（更に重篤な患者に対応）がそれぞれ整備されています。
- ・初期救急医療については、東入間医師会により休日診療、平日夜間の小児救急診療を実施、第二次救急医療については、川越地区内の病院群が輪番制方式により休日及び夜間の診療を実施、第三次救急医療については、埼玉医大総合医療センターで実施しています。
- ・平成21年度に実施した市民意識調査では、「医療サービス体制の充実」という施策の満足度が平均より低く、不満の理由が「医療施設の情報が少ない」が1位だったことから、医師会などと連携を図りながら、医療体制の整備とともに、積極的な情報提供が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
地域医療体制の充実	－ 医療機関との連携
	－ 救急医療体制の充実

5 施策の内容

(1) 医療機関との連携（健康増進センター）

- ・市内医療機関と中核的病院（大学病院）相互の連携と医療供給体制の確立を支援します。

(2) 救急医療体制の充実（健康増進センター）

- ・医師会や医療機関との連携・協力により、適切な初期救急及び第二次救急医療体制の充実に努めます。また、これらに関する情報提供を積極的に進めます。
- ・医療に欠かせない輸血用血液を確保するため、献血の啓発・推進を行います。

第2章第3節

大柱 地域福祉の充実

1 施策の方向性

市民一人ひとりがともに支え合う地域社会を目指し、そのための意識啓発や市民活動に対する支援を行い、年齢や障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりに取り組みます。

2 現状と課題

- ・地域課題を解決するためには、行政施策だけでなく、市民と行政の協働による地域の実情に応じたきめ細かな対応が求められています。
- ・本市社会福祉協議会におけるボランティア登録団体と人数は、平成21年度現在、54団体845人であり、年々増加しています。今後は、こうしたボランティアの役割が一層重要さを増すものと推測されます。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
地域福祉の充実	－ 地域福祉活動の推進と意識啓発 － 災害時における要援護者の支援 － 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援

5 施策の内容

(1) 地域福祉活動の推進と意識啓発（福祉課）

- ・市民との協働による地域福祉活動を進めるため、「ふじみ福祉フォーラム 21」など様々な啓発事業に取り組みます。
- ・地域全体でお互いを支えあうまちを目指し、地域住民との協働により地域福祉計画を進めます。

(2) 災害時における要援護者の支援（福祉課、安心安全課）

- ・災害時において、高齢者や障がい者などの要援護者の支援が迅速・的確に行えるよう、日頃から、市民とともに、要援護者情報の把握や安否確認、避難行動支援などに取り組みます。

(3) 社会福祉団体や市民ボランティア活動への支援（福祉課）

- ・地域福祉活動の担い手である民生委員・児童委員、社会福祉協議会、社会福祉活動団体などの活動に対する支援を行います。
- ・社会福祉協議会と連携し、福祉ボランティアの養成に努めます。

第2章第4節

大柱 高齢者福祉の充実

1 施策の方向性

高齢者がいつまでも元気で生きいきとした生活ができるよう、市民・行政・関係機関の連携により、地域全体で支えあう仕組みを構築し、介護予防事業の推進や就業・生きがいつくりの支援を行います。また、介護の必要な高齢者やその家族に対する総合的・包括的な相談・支援体制の充実や、施設や在宅におけるサービスの提供に取り組みます。

2 現状と課題

- ・本市の高齢化率は、平成22年5月末現在20.1%で、年々増加しています。特に、高齢者世帯のうち、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の割合が増加していることから、様々な相談にきめ細かく対応できるよう、相談体制の強化、地域における見守りや支えあいが求められています。
- ・富士見市シルバー人材センターの会員数は、年々増加しており、今後も引き続き、就労を希望する高齢者に対する支援が求められています。また、老人福祉センターの利用者数が増加傾向にあるばかりでなく、コミュニティ大学など高齢者の自主的な活動が活発になっていることから、高齢者の生きがいや社会参加の取組みが求められています。
- ・本市の要支援・要介護認定者数が増加していることから、虚弱高齢者や要支援と認定された高齢者を中心に介護予防事業の強化が求められています。
- ・介護が必要な人が地域で自立した生活ができるよう、介護に関する相談体制の充実、適切なケアプランの作成、在宅・施設における施策の充実が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
高齢者福祉の充実	－ 生きがいづくりの支援
	－ 社会参加・就労の支援
	－ 生活支援の充実
	－ 地域ケア体制の充実
	－ 介護支援施設の整備
	－ 介護予防対策の推進（再掲）
	－ 介護保険制度の円滑な運用

5 施策の内容

- (1) 生きがいづくりの支援（高齢者福祉課、交流センター、公民館）
 - ・老人福祉センターの利用促進や高齢者学級の充実に努めるとともに、各地域の老人クラブやサークル活動、コミュニティ大学など自主的な活動を支援します。
- (2) 社会参加・就労の支援（高齢者福祉課、生涯学習課）
 - ・市民の様々な社会経験や技能を活かすため、市民人材バンクへの登録促進や地域でのふれあい、仲間づくりなどの充実に努めます。
 - ・高齢者の雇用機会を拡大するため、シルバー人材センターに対する支援を行うとともに、ハローワークとの連携に努めます。
- (3) 生活支援の充実（高齢者福祉課）
 - ・自立した生活を支援するため、一人暮らしや援護が必要な高齢者に対する各種施策を充実します。
 - ・認知症高齢者などのため、成年後見制度の普及や権利擁護などに取り組みます。
- (4) 地域ケア体制の充実（高齢者福祉課）
 - ・日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置し、相談体制などの充実に努めるとともに、関係機関と連携し、地域包括支援センターを中心とした地域のネットワークづくりを進め、高齢者の支援体制を構築します。
- (5) 介護支援施設の整備（高齢者福祉課）
 - ・介護ニーズの状況を踏まえながら、必要な介護サービス事業・施設の整備を進めます。特に、在宅での生活ができるだけ続けられるよう、地域密着型施設を整備します。
- (6) 介護予防対策の推進（再掲）（高齢者福祉課、健康増進センター）
 - ・加齢や疾病による生活機能の低下を防ぎ、健康で長生きできるよう、介護予防事業に取り組みます。
 - ・介護予防活動に取り組んでいる市民の自主グループの育成と交流を支援します。
- (7) 介護保険制度の円滑な運用（高齢者福祉課）
 - ・高齢者保健福祉計画を策定し、介護保険サービスの適切な給付を行うとともに、保険料の着実な収納に努め、健全で円滑な制度の運用を行います。

第2章第5節

大柱 障がい者福祉の充実

1 施策の方向性

障がい者の日常生活や自立を支援するため、個人の特性に応じたサービスの提供や経済的負担の軽減とともに、施設整備などによる就業支援や社会参加支援に取り組みます。

また、意識啓発や交流事業の推進により、障がいに対する理解を深め、誰からも差別されることのない、共に生き共に支え合うまちを目指します。

2 現状と課題

- ・高齢化の進行などに伴い、障害者手帳（身体、知的、精神）の所持者は年々増加しています。また、近年、発達障がい児・者に関する相談・支援が増えています。
- ・本市では、乳幼児健診などによる障がいの早期発見から、みずほ学園での療育や保育所での保育、小中学校での特別支援教育、さらには卒業後の進路指導まで一連の体制が整っていますが、今後においては、発達障がいに対応した施策の充実が求められています。
- ・近年、乳幼児健診の充実により、発達障がい児のフォローが進み、みずほ学園への入園児の増加、低年齢化が進んでいます。
- ・障がい者支援については、個々のニーズに対応した各種支援に取り組んでいますが、就労訓練のための施設や地域での生活を送ることができるグループホームなどの社会資源の整備・支援が求められています。
- ・国では、障害者基本法改正や障害者自立支援法に代わる法制度の検討が行われており、その動向を注視しながら施策を展開する必要があります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
障がい者福祉の充実	－ 自立支援の推進
	－ 経済的支援の充実
	－ 就労支援の充実
	－ 社会参加の促進
	－ 施設の整備・運営の支援
	－ 意識啓発の推進
	－ 療育体制の充実
	－ 児童相談の充実（再掲）

5 施策の内容

（１）自立支援の推進（障害福祉課）

- ・地域での自立した生活を支援するため、介護給付や訓練等給付などのほか、相談支援や、手話通訳者派遣などのコミュニケーション支援を行います。

（２）経済的支援の充実（障害福祉課）

- ・経済的、精神的負担を軽減するため、在宅重度心身障害者手当などの各種手当や医療費の支給を行います。

（３）就労支援の充実（障害福祉課）

- ・地域の就労訓練事業所やハローワークなど関係機関と連携し、就労支援センターの充実に努めます。

（４）社会参加の促進（障害福祉課）

- ・社会生活圏の拡大と社会生活への参加・自立を促進するため、福祉タクシー利用料補助などを行います。

（５）施設の整備・運営の支援（障害福祉課）

- ・障がい者の生活支援や就労訓練の充実を目指し、障がい者施設の整備や運営に対する支援を行います。

（６）意識啓発の推進（障害福祉課）

- ・当事者、関係者、市民が参加する地域自立支援協議会において、市民とともに、障がいに関する意識啓発を進めます。

（７）療育体制の充実（みずほ学園）

- ・関係機関と連携し、障がい児や発達遅れのある乳幼児を支援するため、機能訓練、親子指導、個別・集団指導を早期から実施します。特に、低年齢児、保育所・幼稚園との併用通園児、医療的ケアの必要な重度障がい児の対応の充実に努めます。
- ・地域における療育センター機能の充実を目指します。

（８）児童相談の充実（再掲）（障害福祉課）

- ・子どもの発育・発達、養育などの問題に対応するため、相談体制の充実や、臨床心理士、言語聴覚士などによる診断・専門指導などの充実に努めます。

第2章第6節

大柱 社会保障の充実

1 施策の方向性

国民健康保険制度などについては、安定した保険制度により医療を受けることができるよう健全な運営を行います。

生活保護については、受給者の自立を促すなど、適切な運用に努めます。また、国民年金については、制度の趣旨の理解を促します。

2 現状と課題

- ・生活保護を受給する世帯は、経済・雇用情勢を反映し、全国的に増加傾向にあり、本市においても、状況は同じです。引き続き、適正な審査と給付を行うとともに、生活保護受給者の自立を促すことが求められています。
- ・国民年金については、引き続き、関係機関と連携し、制度の周知に努める必要があります。
- ・国民健康保険については、引き続き、医療費の適正化と保険税の収納率向上に努めるとともに、県レベルでの事業の広域化が検討されているため、その動向を見守る必要があります。
- ・後期高齢者医療制度については、国において新たな制度への移行が検討されています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
社会保障の充実	－ 社会的自立の支援 － 国民年金制度の周知の充実 － 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応

5 施策の内容

(1) 社会的自立の支援（福祉課）

- ・すべての市民が、健康で文化的な生活水準を維持できることを保障し、自立を支援します。

(2) 国民年金制度の周知の充実（保険年金課）

- ・公的年金の運営主体である日本年金機構と連携し、国民年金制度の周知に努めます。

(3) 国民健康保険事業の安定運営と医療制度改革への対応（保険年金課）

- ・特定健診事業の推進やジェネリック医薬品の使用推奨などにより、医療費の適正化を目指します。
- ・後期高齢者医療制度や国民健康保険などの地域医療制度の見直しに的確に対応し、健全な運営を進めます。

第3章

生涯にわたる学習により、心豊かに輝く人のまち

第3章第1節

大柱 人権の尊重

1 施策の方向性

すべての市民の基本的人権の保障を基本に据えた取組みを推進するとともに、人権意識の高揚を図るための教育・啓発に取り組みます。

また、男女があらゆる分野で性別にとらわれることなく対等な立場で活動できるようにするため、男女共同参画社会の形成に向け、意識啓発と環境づくりを進めます。

さらに、多文化共生の考え方にに基づき、様々な国や地域の人々との交流を進めるとともに、外国籍市民が暮らしやすい環境を整えます。

2 現状と課題

- ・本市は昭和41年に「人間尊重宣言都市」を宣言し、人権問題に関する教育や啓発活動、相談者の支援に取り組んできました。児童虐待や女性への暴力をはじめ、高齢者・障がい者などの人権問題、同和問題などの解決に向けた、一人ひとりの人権が尊重され守られるまちづくりが求められます。
- ・平成20年7月に富士見市男女共同参画推進条例を施行しましたが、平成21年度の市民意識調査では「男女共同参画の社会づくり」に関する施策の満足度が全施策で3番目に低く、条例に基づく富士見市男女共同参画プラン（第3次）の実効性を高める取組みが必要です。
- ・外国籍市民の増加に伴い、国籍や民族の異なる市民が互いの文化的違いを認め合いながらともに生きる「多文化共生社会」に向けた取組みが求められます。
- ・グローバル化の進展により、国境の垣根が低くなり、人・もの・情報などの往来が盛んになっていく中、国際交流のあり方を幅広く検討する必要があります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
人権の尊重	— 人権教育・啓発の推進 — 男女共同参画社会を進める意識づくり — 男女共同参画社会を進める環境づくり — 政策決定過程における男女共同参画の推進 — 多文化共生の地域づくり

5 施策の内容

(1) 人権教育・啓発の推進（協働推進課、生涯学習課）

- ・あらゆる人権問題の解決を目指して、関係機関と連携・協力し、学校、家庭、地域、企業などを対象に、一人ひとりがお互いの違いを認め合い、尊重し合える社会づくりに向けた人権教育・啓発活動を積極的に進めます。

(2) 男女共同参画社会を進める意識づくり（協働推進課）

- ・男女共同参画推進条例の基本理念に基づき、性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女の人権が等しく尊重されるよう市民、企業、学校、地域などに向けた意識啓発を行います。

(3) 男女共同参画社会を進める環境づくり（協働推進課）

- ・多様化する家族形態・就労形態に対応し、家事・育児・介護などにかかわる男女が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保できるよう環境づくりに取り組みます。
- ・ドメスティック・バイオレンス（DV）やセクシュアル・ハラスメントなどの根絶に向けて、男女がともに互いの人権を尊重し合おう社会づくりを進めます。

(4) 政策決定過程における男女共同参画の推進（協働推進課）

- ・男女が対等な立場であらゆる分野に参画できるよう、政策決定など様々な意思決定過程に女性の参画を進めます。

(5) 多文化共生の地域づくり（協働推進課、生涯学習課、公民館）

- ・国籍にかかわらず互いの文化的違いを認め合い、同じ地域の一員として協働によるまちづくりに努めます。また、NPOなどの市民団体と連携し、多言語による行政情報の提供や外国籍市民への日本語指導などを充実します。
- ・市民団体などによる国際交流を進めるとともに、相互理解の機会を充実します。

第3章第2節

大柱 生涯にわたる学習・教育環境の充実

1 施策の方向性

市民一人ひとりが豊かな人間性を育むことができるよう、幅広い世代の多様な学習要求に応じた機会や情報の提供、施設間の連携など、学習・教育環境を充実します。また、学んだ成果が家庭や地域に還元され、豊かなまちづくりに活かせる仕組みづくりを進めます。

2 現状と課題

- ・市内には、公民館、交流センターなどの生涯学習関連施設があります。これらの施設では、様々な学習機会や情報の提供などを行っています。
- ・公民館、交流センター、コミュニティセンターの総利用者数は、平成21年度で延べ49万人を超えています。市内の図書館の蔵書数は平成21年度で約40万冊あります。
- ・平成21年度の市民意識調査では「生涯学習の推進」について、満足度を「わからない」とする回答が約6割を占め、全施策のうち最も高くなっていることから、生涯学習にかかわる情報提供や市民ニーズに対応した施設提供が求められています。
- ・各ライフステージに生じる課題の解決や少子高齢化、情報化、環境問題、人権問題などの現代的課題の解決など、市民の多様な学習ニーズへの対応と支援が求められています。
- ・公民館や交流センターでは、様々な分野の団体・サークル活動が行われ、施設ごとに活動分野を越えた横断的な連絡会を組織し、施設との協働による「公民館まつり」などを開催しています。
- ・市民の能力や経験を活用する「市民人材バンク制度」や、市職員が行政情報を提供し、市民と市がともに学びあう機会とする「協働によるまちづくり講座」（出前講座）を行っています。これらの学習機会を通じて、市民と市が地域課題の解決という共通の目標に向かって相互理解を深め、市民主体のまちづくりを進めていくことが重要です。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
生涯にわたる学習・教育環境の充実	－ 推進体制の充実
	－ 多様な学習・教育機会の充実
	－ 情報収集・提供、相談機能の充実
	－ 生涯学習関連施設の整備・連携
	－ 図書館サービスの充実

5 施策の内容

(1) 推進体制の充実（協働推進課）

- ・子どもから高齢者まで幅広い世代にわたる学習・教育活動が展開されるよう、市民参加により「富士見市生涯学習推進基本計画」を進めます。

(2) 多様な学習・教育機会の充実（生涯学習課、公民館、交流センター）

- ・乳幼児期から高齢期に至る各ライフステージや地域及び現代的課題の解決のために、様々な学習・教育の機会を充実します。
- ・学習・教育の機会を通して人と人がつながり、豊かな地域社会の実現に向けた活動に発展していくための支援を行います。

(3) 情報収集・提供、相談機能の充実（秘書広報課、生涯学習課、公民館、交流センター）

- ・様々な生涯学習関連情報を、広報紙、ホームページ、公民館だよりなどを通して提供します。
- ・市民の自主的な学習活動を支援するために、公民館、交流センターなどで相談機能の充実に努めます。

(4) 生涯学習関連施設の整備・連携（公民館、交流センター）

- ・各施設の計画的な維持管理を行い、市民の誰もが利用しやすい施設を目指したユニバーサルデザインや情報化社会に対応した設備・機能の整備を進めます。
- ・公民館や交流センター・コミュニティセンターなどの生涯学習関連施設が地域の拠点施設としての役割・機能を発揮できるよう、ネットワーク化を進めます。

(5) 図書館サービスの充実（生涯学習課）

- ・地域の情報拠点として資料の充実に取り組みます。
- ・情報ネットワークの活用やレファレンス（調査相談）機能、配本サービスの充実に努め、市民の多様な学習・文化活動を支援します。
- ・子どもたちが読書の機会を通して豊かな心が育めるよう、学校教育との連携や市民団体などとの協働を進めます。

第3章第3節

大柱 市民文化の創造

1 施策の方向性

心豊かな生活が実感できるまちづくりを目指して、身近な地域で市民が文化芸術にふれ、自らが参加・創造・発信できるよう、市民文化会館キラリ☆ふじみをはじめ市内公共施設を拠点として活用します。さらに市民との交流や協働の機会の充実により、地域文化の担い手を育成します。

2 現状と課題

- ・市民文化会館キラリ☆ふじみは、公募による芸術監督制度の導入、事業企画から運営まで総括的に支援する市民組織や市民ボランティアとの協働など、全国の公共ホールの中でも先進的な取り組みをしている芸術文化施設です。
- ・平成20年には、多彩で個性あふれる創作活動が評価され、県内で初めて総務大臣からの表彰を受けました。
- ・今後は、文化芸術振興基本法などに基づいた地域の芸術文化を振興するため、(仮称)富士見市文化振興条例の制定などのさらなる基盤整備が必要です。
- ・各公民館では、それぞれの地域特性や施設機能を活かした市民主体の特色ある文化活動を展開しています。
- ・市民ニーズに合った芸術文化活動の充実や情報発信の工夫が求められています。
- ・子どもたちの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力を育み、さらに地域文化の担い手を育成するため、学校と連携して芸術文化活動に接する機会を充実することが大切です。

3 成果指標

指標名	現状 (22年度)	中間見直し時 (25年度)	5年後 (27年度)

4 施策の体系図

大柱	小柱
市民文化の創造	－ 文化創造事業の推進
	－ 支援体制の充実

5 施策の内容

(1) 文化創造事業の推進（協働推進課）

- ・ 市民文化会館キラリ☆ふじみを富士見市の文化創造・発信の核として位置付け、全ての市民が身近に多様な芸術文化にふれられる機会の提供や市民相互の交流、文化の担い手の育成を進めます。
- ・ 文化の主役である市民とともに、地域の誇りとなる優れた芸術文化を創造し、全国に向けて発信していきます。
- ・ 富士見市から発信された芸術文化が、市内外の人との交流や活動の広がりをつくり、日常生活の充実や心の豊かさが実感できる文化振興を通じたまちづくりを進めます。

(2) 支援体制の充実（協働推進課、生涯学習課、公民館、交流センター）

- ・ 市民文化祭をはじめとした各種の芸術文化活動を支援します。
- ・ 市内公共施設を利用する文化活動団体・サークルなどの情報提供や、団体相互の交流の機会をつくり、市域全体に芸術文化活動の輪を広げます。

第3章第4節

大柱 スポーツ・レクリエーションの推進

1 施策の方向性

誰もが健康で生きいきとした市民生活を送れるよう、年齢や体力にかかわらずスポーツ・レクリエーションに親しめる機会をつくります。また、市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動を支援するため、指導者の養成、情報提供、施設環境の充実に取り組めます。

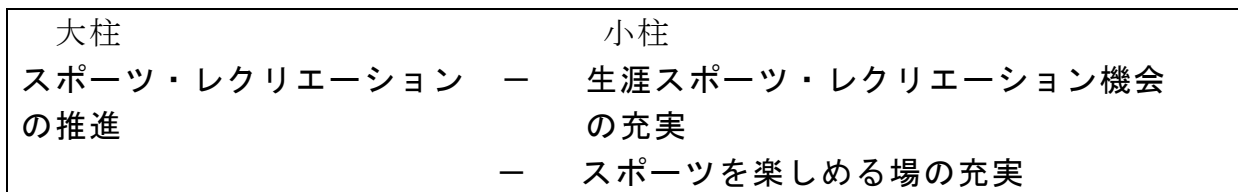
2 現状と課題

- ・本市は、昭和52年に「スポーツ振興健康増進都市宣言」を行い、富士見市体育協会をはじめ各種団体と連携しながら、スポーツ教室や市民健康増進スポーツ大会、スポーツフェスティバル、ニュースポーツなどの大会を開催し、市民スポーツ・レクリエーションに親しむ機会をつくってきました。
- ・市内のスポーツ施設には、市民総合体育館、富士見ガーデンビーチ、各種運動公園があり、平成21年度は約30万人に利用されました。
- ・市内全小・中学校で学校体育施設を開放しており、開放校ごとの運営協議会で自主的に定例会を開催し、利用の調整などを行っています。
- ・市民総合体育館、富士見ガーデンビーチは、効率的な運営と特色ある事業を展開していますが、今後も、計画的な維持管理や市民ニーズに応えた施設運営が求められています。
- ・市民の自主的なスポーツ・レクリエーション活動や、体育指導委員が考案したバドテニスや、ニュースポーツの普及が進められるよう、相談や情報提供の充実とともに、地域や関係団体への支援が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図



5 施策の内容

(1) 生涯スポーツ・レクリエーション機会の充実（生涯学習課）

- ・世代を問わず市民が身近にスポーツ・レクリエーションに親しみ、健康づくりや交流する機会を広げるため、体育指導委員や各種スポーツ団体などと連携したスポーツ教室、大会などの事業を充実します。
- ・市民の自主的な活動を進めるため、相談・情報提供などの充実に取り組むとともに、地区体育祭や関係団体などの活動を支援します。

(2) スポーツを楽しめる場の充実（生涯学習課）

- ・市民が身近な場所で安全にスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、市民総合体育館、富士見ガーデンビーチなどの施設環境を整備していきます。
- ・学校体育施設の開放については、自主的に行われている学校体育施設開放運営協議会と連携し取り組んでいきます。

第3章第5節

大柱 文化財の保存と活用

1 施策の方向性

市の歴史・文化資産を大切に保存、継承するとともに、郷土への愛着を深めるための取組みを進めます。また、市民との協働により、まちを活性化する資源として積極的な活用に努めます。

2 現状と課題

- ・市内には国指定文化財1件、県指定文化財2件、市指定文化財29件の他、59ヵ所の遺跡（埋蔵文化財包蔵地）や石造物・古文書・民俗などの有形・無形の文化財が数多く残されています。文化財は、地域の歴史や文化を理解する上で不可欠な市民共有の財産として、適切に保存・継承するとともに、歴史的、文化的、教育的資産として様々な角度から活用する施策が求められています。
- ・水子貝塚資料館と難波田城資料館では、市民学芸員と協働して展示ガイドや体験学習などの事業を行っています。また、資料館友の会では、文化財を活用した取組みを主体的に進めています。
- ・学校や家庭、地域などで様々な学習機会を利用し、市民が郷土の歴史や文化に対する郷土意識を育むことが必要です。
- ・水子貝塚公園（国指定史跡「水子貝塚」）や難波田城公園（県指定旧跡「難波田氏館跡」）を富士見市独自の観光資源として活用するため、市民との協働による事業を展開し、地域の個性や魅力を付加していくとともに、市内外へ積極的に情報を発信していくことが必要です。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
文化財の保存と活用	－ 文化財の調査・収集・保存の充実 － 歴史公園・資料館施設の活用 － 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援 － 地域活性化資源としての活用

5 施策の内容

(1) 文化財の調査・収集・保存の充実（生涯学習課、資料館）

- ・埋蔵文化財や有形・無形の文化財の調査・収集を着実に実施し、適切な保存と公開・活用に努めます。

(2) 歴史公園・資料館施設の活用（生涯学習課、資料館）

- ・市民との協働により、水子貝塚公園の復元住居や難波田城公園の古民家など歴史的建造物などの活用を促進し、学習機会を充実します。
- ・市民の憩いや交流の場として活用します。

(3) 郷土伝統芸能の保存・継承活動への支援（生涯学習課）

- ・市内の伝統的な囃子や獅子舞など郷土芸能の保存、継承、後継者育成などを支援します。
- ・市民の郷土伝統芸能への理解を深めるため発表の機会をつくり、郷土意識の高揚に取り組みます。

(4) 地域活性化資源としての活用（生涯学習課）

- ・市内の歴史公園や点在する指定文化財を文化資産として整備・活用し、市民の地域への愛着を高めるとともに、市の観光資源として、地域の活性化に取り組みます。

第4章

にぎわいと活力をつくる人のまち

第4章第1節

大柱 農業の振興

1 施策の方向性

優良農地の保全を図り、生産技術の向上と安定した経営基盤づくりを進め、新規就農者を含めた農業の担い手が安心して農業を継続できる環境づくりに努めます。

市内で生産された品質と安全性の高い新鮮な農産物が市内を中心に消費される取組みを推進するほか、農業を身近に感じられるよう、生産者との交流や気軽に農業にふれあえる環境づくりを進めます。また、農産物のブランド化など農の魅力づくりに努めます。

2 現状と課題

- ・平成17年の農林業センサスによると、市内の農家数は減少傾向にあり、販売農家においては、平成12年の636戸から平成17年には601戸に減少しています。また、経営耕地面積も平成12年の584ヘクタールから平成17年には565ヘクタールに減少しています。
- ・市内東部地域の稲作地帯においては大規模ほ場整備などによる優良な農用地が確保され、農作業受託組織による農地利用の集積が進んでいる一方、農業者の高齢化や後継者不足が進んでいることから、後継者の育成や新規就農者の確保策とともに農用地の有効利用が求められています。
- ・地産地消の取組みの一環として、小中学校や保育所の給食に地元農産物の利用を進めており、平成21年度には給食センターでの食材購入量の36%まで拡大していることから、今後も安定的な供給体制の確立が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
農業の振興	— 農業基盤・農業環境の整備
	— 農業の担い手育成支援
	— 地産地消の推進
	— 農業交流の推進

5 施策の内容

(1) 農業基盤・農業環境の整備（産業振興課）

- ・農業振興地域整備計画に基づき、優良農地の確保に努めます。
- ・農地の利用集積を促進するとともに、農作業受委託制度の活用などにより、経営規模の拡大と生産性の向上に対する支援を行います。
- ・農業集落における道水路などの環境整備を推進するとともに、地域住民による環境保全活動への支援を行います。

(2) 農業の担い手育成支援（産業振興課）

- ・農業後継者の確保と新規就農希望者の拡大を推進するため、県や農業関係団体などとの連携による取組みを進めます。
- ・意欲ある農業の担い手である認定農業者に対する支援を行います。

(3) 地産地消の推進（産業振興課）

- ・農業生産者の育成と農産物の供給体制の充実により、学校給食への供給や直売体制の充実に努めます。
- ・地元農産物を広く周知するための仕組みづくりや商業関係者などとの連携により、地域内消費を促すための体制づくりを進めます。

(4) 農業交流の推進（産業振興課）

- ・農業への理解を深めるため、市民農園や体験型農園の活用などにより、農業とふれあう機会を拡充するとともに、市民と生産者との交流を促進します。

第4章第2節

大柱 商工業の振興

1 施策の方向性

商工業の持続的発展によるにぎわいと活力のあるまちを目指し、安定した経営基盤づくりや後継者育成などへの支援を充実するとともに、地域内消費を推進します。

交通利便性などを活かして、企業が進出しやすい環境整備や情報発信を進めます。また、人々の交流の場や雇用の場を創出します。

2 現状と課題

- ・平成19年の商業統計調査によると、卸売店・小売店の事業所数は平成3年の841をピークに減少に転じており、平成19年には598となっています。また、年間商品販売額は、平成9年に約996億円だったものが、平成19年には約682億円まで減少しています。
- ・平成17年に県が実施した消費者動向調査によると、市民の主な買物場所として市内の店舗を利用する割合は44%に留まっており、市外への消費流出がうかがえます。
- ・商店会が実施する活性化事業に対して支援を行っていますが、今後は消費者ニーズに応えられる取組みが求められます。また、商店会が設置し維持管理している街路灯は、防犯面における役割も果たしているため、平成21年度から電気料の全額補助を行っています。
- ・平成18年の事業所・企業統計調査によると、従業者4人以下の民営事業所が市全体の64.5%を占めており、今後も中小零細企業の安定した経営を確保していくための各種支援策が求められています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
商工業の振興	－ 商店街の活性化
	－ 商工業の担い手育成支援
	－ 産業誘致の推進

5 施策の内容

(1) 商店街の活性化（産業振興課）

- ・ 地域に根ざした魅力や個性のある商店街づくりを推進するため、消費者ニーズに対応した商店街づくりを事業者などと連携して取り組みます。
- ・ 商店街活性化のための取組みに支援を行なうとともに、農商工の連携による情報提供の充実や販売機会の拡充を進めます。

(2) 商工業の担い手育成支援（産業振興課）

- ・ 各種融資制度により、経営基盤の安定化支援を行うとともに、商工会と連携し、経営相談や起業希望者への支援などに取り組みます。

(3) 産業誘致の推進（産業振興課）

- ・ 交通利便性の高い立地環境を活かし、地域の活性化と雇用の創出に取り組み、地域の特性に応じた様々な産業機能の誘致を進めます。

第4章第3節

大柱 勤労者福祉の充実

1 施策の方向性

誰もが安心して働くことができるよう、国や県などと連携し、情報提供や就労相談体制を充実します。また、勤労者の福利厚生の実施に努めます。

2 現状と課題

- ・近隣自治体や公共職業安定所との共催により、若者向け就職面接会や障がい者就職面接会を実施し就労支援を行っています。今後も、より多くの企業参加を促進し、就労希望者に対する情報の提供に努める必要があります。
- ・内職相談を週2回実施しており、平成21年度には355人の求職者に対して140件の斡旋実績がありました。今後も就労機会に関する情報を積極的に提供していく必要があります。
- ・現在実施している中小企業退職金共済掛金補助制度は、今後も情報の提供に努める必要があります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
勤労者福祉の充実	－ 就労機会の拡充
	－ 福利厚生の実施

5 施策の内容

(1) 就労機会の拡充（産業振興課）

- ・雇用の安定に向け、国、県の機関や広域的連携により、就職面接会や技術講習会などを実施し、就労の支援に取り組みます。
- ・雇用情勢や就労形態の多様化などに対応していくため、就労機会に関する情報提供を充実するとともに、地域における職業相談体制の整備について、国に働きかけていきます。
- ・家庭外で働くことが困難な求職者の要望に応えるため、内職相談業務を実施します。

(2) 福利厚生の実施（産業振興課）

- ・労働者の福利厚生の上昇のため、中小企業退職金共済掛金補助制度の情報提供と活用を進めます。

第4章第4節

大柱 地域活性化の推進

1 施策の方向性

水と緑の豊かな自然、特色ある公園、シンボリックな文化施設、眺望、地場産品、ものづくりの技など、本市固有の資源の魅力を引き出し、高めるとともに、情報を発信することにより、多くの人を訪れ、活力のあるまちづくりを進めます。また、近隣自治体などとも連携することで、地域の活性化につながるネットワークの構築に努めます。

2 現状と課題

- ・本市は、首都30km圏内という立地条件にあり、肥沃な田園地帯、緑地や湧水などの自然環境、水子貝塚公園や難波田城公園などの史跡に日常的に接することができます。これらの恵まれた環境を改めて見直すことにより、地域を活性化する新たな資源として活用していく必要があります。
- ・市民の文化発信拠点となっている市民文化会館キラリ☆ふじみは、芸術監督制を導入し、市民ボランティアの活動などにより、市民参加・協働による事業運営を進めています。
- ・現在、商工会の取組みとして、市内事業所などの商品を紹介する一店逸品運動や、農商工連携事業を進めています。今後は事業者と行政が一層連携を深めた、新しい特色づくりが求められています。
- ・より多くの人に市の魅力を知ってもらい、何度も訪れてもらうことで新たなにぎわいを創出するため、今後は様々な手法を活用した戦略的な情報発信が必要となります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
地域活性化の推進	－ 富士見ブランドの推進
	－ 地域資源の創出・活用
	－ 情報発信の充実
	－ 産業誘致の推進（再掲）

5 施策の内容

（1）富士見ブランドの推進（産業振興課、協働推進課）

- ・農業や商工業関係団体と連携し、優良な農産物や地場産品などを積極的に情報発信するとともに、新たな商品づくりの検討などにより「富士見ブランド」を推進します。
- ・シンボリックな文化施設であるキラリ☆ふじみが創作するオリジナリティあふれる文化芸術事業を活用し、本市の知名度の向上とイメージアップを目指します。

（2）地域資源の創出・活用（産業振興課、まちづくり推進課）

- ・河川、湧水、斜面林などの自然、歴史公園や古の道などの地域に根付いた資源、桜、菖蒲、菜の花など季節ごとに咲く花を「時を伝えるネットワーク」として結びつけ、地域資源の創出と活用を進めます。
- ・富士見川越道路沿いのサイクリング道路の活用により、市内外の人が自転車で気軽に訪問し、地域資源にふれあえる場づくりを進めます。

（3）情報発信の充実（産業振興課）

- ・市内外からの注目を高め、訪問者を増加させるため、新しく創出された地域資源や富士見ブランド、時を伝えるネットワークなどを、ホームページなどを通じて積極的に情報発信します。

（4）産業誘致の推進（再掲）（産業振興課）

- ・交通利便性の高い立地環境を活かし、地域の活性化と雇用の創出に取り組み、地域の特性に応じた様々な産業機能の誘致を進めます。

第5章

安心、安全、快適な地域をつくる人の まち

第5章第1節

大柱 計画的な土地利用の推進

1 施策の方向性

活力と魅力ある快適なまちを創出するため、良好な都市機能・都市環境の形成、市街地の貴重な緑などの自然環境の保全、地域振興を進めるための土地利用の誘導など、地域の持つ特性や資源を活かした計画的な土地利用を進めます。

2 現状と課題

- ・市の面積 1,970ha のうち市街化区域は 38.0% (749.0ha) を占めています。市街地は、東武東上線のみずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺を中心として土地区画整理事業による整備を行い、地区計画制度により、地区の特性に応じた良好な生活環境の保全に取り組んでいます。
- ・都市基盤整備の十分でない中で市街化が進行した地区もあることから、住環境の整備・改善を検討する必要があります。
- ・建築可能な建物の用途を定める用途地域(849.1ha)のうち、住居系が 806.6ha (用途地域の 95.0%) を占めています。
- ・市街化区域面積に対する生産緑地地区の割合は、7.96% (平成 21 年度末現在) を占めており、貴重な緑地空間となっています。
- ・市街化調整区域は、市域の 62.0% (1,221.0ha) を占めており、首都 30km 圏内にありながら農地が広がっている状況は、大きな特徴となっています。
- ・本市は、豊かな自然環境を残しつつ、首都近郊の住宅都市として発展を続けてきましたが、今後は、交通アクセスなどの立地条件を活かした土地利用を推進するとともに、地域の実情にあった秩序ある土地利用について検討する必要があります。

3 成果指標

指標名	現状 (22 年度)	中間見直し時 (25 年度)	5 年後 (27 年度)

4 施策の体系図

大柱	小柱
計画的な土地利用の推進	－ 総合的な土地利用の推進
	－ 都市的土地利用の推進
	－ 農業的土地利用の推進

5 施策の内容

(1) 総合的な土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ・ 活気と魅力があり、誰もが住み続けたいと思えるまちを目指し、地域ごとの特性を活かしながら良好な居住環境の形成を進めます。
- ・ 自然環境との調和に配慮しつつ、市民生活の利便性向上が高まる土地利用を計画的に進めます。

(2) 都市的土地利用の推進（まちづくり推進課）

- ・ 駅周辺は、引き続き、土地区画整理事業などによる都市基盤整備を進めます。
- ・ 新たな市街地形成が予定されている地域は、自然環境との調和に配慮しつつ、快適な住環境と良好な都市機能を創出するため、地域特性に応じた手法によるまちづくりを進めます。

(3) 農業的土地利用の推進（産業振興課）

- ・ 市街化調整区域においては、豊かな生産力とともに治水など多面的な機能を持つ農地を保全するため、農業振興地域整備計画の適切な運用を行ないます。
- ・ 市街化区域においては、生産緑地制度により、緑地機能や農業生産活動の維持に努めます。

○土地利用の区分

基本構想で掲げる土地利用の基本方針を踏まえ、市域を次のとおり区分し、計画的な土地利用を進めていきます。

<まちなか居住地域>

みずほ台、鶴瀬、ふじみ野の各駅周辺地区は、市の顔にふさわしい拠点として、都市機能を集積し、多様な人々の交流とにぎわいのある魅力的な市街地の形成を進めます。

水子・諏訪地区（旧暫定逆線引き地区）は、地区計画を活用し、周辺の自然と調和した良好な居住環境の形成を進めます。

その他の地区では、各地区の実情を踏まえながら、道路・公園などの都市基盤施設の整備に努めるとともに、点在する緑地などの自然を活かし、居住環境の維持・向上に取り組みます。

<田園・居住地域>

農業生産基盤が整備された優良農地が広がっている地域では、今後も農地としての利用を維持し、本市の原風景ともいえる田園・自然環境の保全に努めます。

既存の集落では、地域社会の持続性を維持するため、道路・下水道などの都市基盤施設が整っている一定の区域に、周辺環境と調和したゆとりとうるおいのある居住環境を形成します。

<歴史・文化・スポーツの交流ゾーン>

本市固有の歴史的・文化的資源や水辺を大切に守りながら、歴史・文化やスポーツ・レジャーに親しめる場として活用します。

<新しい活力の創出ゾーン>

富士見・川越道路沿道では、都市の活力を向上させるため、周辺環境に配慮しながら、計画的に都市的土地利用への転換を誘導します。

<シティゾーン>

本市のほぼ中央に位置し、富士見・川越道路と鶴瀬駅東通線が交差する区域一帯は、市民のコミュニティや生涯学習の場、公園、行政機能に加え、周辺環境に配慮しながら、地理的条件を活かし、商業・業務機能などを誘導します。

<柳瀬川水辺都市ゾーン>

市の南部を横断する国道 463 号沿道及びその周辺部は、交通の利便性を活かし、地域の発展と活性化に役立つ魅力的な土地利用を進めます。

第5章第2節

大柱 水と緑の保全と活用

1 施策の方向性

斜面林、屋敷林、河川、湧水などを貴重な財産として保全に努めるとともに、公共施設の緑化や街路樹の整備など新たな緑の創出を進めます。また、自然や歴史・文化資産は多くの人々が訪れ、親しみ、憩い、交流できる空間として活用します。

公園・緑地は、より身近で親しみやすい空間として市民と行政の協働による整備と活用を進めます。

2 現状と課題

- ・急激な都市化の進展により、樹林地や田畑の面積は、平成2年の933.6haから平成21年には716.9haまで減少していますが、今もなお、水と緑に恵まれた良好な田園・自然環境が残されています。この自然環境・景観を次世代に継承するため、市民緑地(3箇所、1.1ha)、緑の散歩道(9箇所、1.8ha)の制度や緑地保全基金などの活用により、緑地の保全に努めています。
- ・公園は自然環境の保全、スポーツ・レクリエーション活動の拠点、災害時の避難場所など様々な機能を有し、快適な市民生活を送る上で重要な役割を担っています。
- ・本市の公園面積は、土地区画整理事業地内の公園整備などを積極的に進めた結果、平成13年度の約22haから平成21年度には約37haと大きく増加しました。一方、昭和30年代から40年代に開発された既成市街地には、用地確保が困難なことから公園が整備されていない地域があり、その整備が課題となっています。
- ・びん沼自然公園、水子貝塚公園や難波田城公園などの特色を活かした公園は、多くの人々が訪れるよう、一層の周知と活用が求められています。
- ・既存の公園は地域ニーズに合わせた機能を持たせていく必要があります。

3 成果指標

指標名	現状(22年度)	中間見直し時(25年度)	5年後(27年度)

4 施策の体系図

大柱	小柱
水と緑の保全と活用	－ 自然環境の保全
	－ 公園・広場の整備
	－ 緑化の推進

5 施策の内容

(1) 自然環境の保全（まちづくり推進課）

- ・ 市民緑地、緑の散歩道、保存樹林などの制度とあわせ、緑地保全基金の活用により緑地の保全を行います。
- ・ 緑地や湧水の維持保全に向けて市民と連携し、協働による自然環境保全の仕組みづくりに努めます。

(2) 公園・広場の整備（まちづくり推進課）

- ・ 地域の特色を活かした、公園や広場の整備を進めます。
- ・ 公園づくりの段階から市民と行政による協働を進め、公園ごとの特色に応じた維持管理を行い、より身近で愛着が感じられる公園となるように努めます。

(3) 緑化の推進（まちづくり推進課）

- ・ 道路、駅周辺、公園、学校などの公共施設の緑化を推進します。
- ・ 地区計画や緑地協定の活用のほか、生垣設置への補助などにより個人住宅の緑化を促進します。

第5章第3節

大柱 循環型社会の形成と生活環境の保全

1 施策の方向性

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、リサイクルや廃棄物の分別処理が徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。

さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

2 現状と課題

- ・温室効果ガスの増加による地球温暖化が世界的な問題になっていることから、市は地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年に地球温暖化対策実行計画を策定し、行政の事務事業や公共施設における温室効果ガスの排出抑制に努めています。平成20年には、基準年（平成16年）との比較で約14%の削減を達成しており、今後は、市民や事業所との連携を強化し、さらなる地球温暖化対策を推進する必要があります。
- ・平成21年に改正省エネ法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）が施行され、一定以上のエネルギーを使用している工場や事業場などにおける省エネルギー対策をさらに強化していく必要があります。
- ・良好な環境の維持、創出に対する取組みは、環境問題を取り巻く状況の変化に合わせて推進する必要があることから、平成24年度に「第2次富士見市環境基本計画」の策定を予定しています。
- ・環境問題に対する意識が高まる中、資源循環型社会への転換が求められていることから、一般廃棄物処理基本計画に基づき、ごみ分別の徹底や減量化を進める必要があります。
- ・平成19年に施行された「富士見市をきれいにする条例」の理念である、きれいで安全なまちづくりを推進するため、平成22年に「富士見市美化推進計画」を策定しました。同計画に基づき、市民、事業者及び行政の役割を明確にして、相互に連携を図りながら環境美化に取り組んでいるほか、「美化推進重点区域」及び「路上喫煙禁止区域」を定め、投げ捨てや路上喫煙への対策を積極的に進めています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
循環型社会の形成と 生活環境の保全	－ 生活環境の保全
	－ ごみの減量と資源リサイクルの推進
	－ 温室効果ガス削減対策の推進
	－ 公害監視体制の充実
	－ し尿の適正な処理

5 施策の内容

(1) 生活環境の保全（環境課）

- ・富士見市環境基本条例や富士見市をきれいにする条例の理念に基づき、市民、事業者、行政が一体となって、環境に対する意識を高め、環境の保全、創造に関する施策を計画的に進めます。
- ・不法投棄を防止するため、パトロールの実施や情報の提供を行います。また、関係機関と連携し、不法投棄物の回収や処理を行います。

(2) ごみの減量と資源リサイクルの推進（環境課）

- ・リデュース（ごみの減量）・リユース（再利用）・リサイクル（再資源化）を基本として、資源の有効活用などを進め、引き続き、ごみの減量化を進めます。
- ・ごみ収集体制の見直しのほか、ごみ処理にかかるコストを把握するため一般廃棄物会計基準の導入を進め、ごみ処理全体のコスト削減と効率化に取り組みます。

(3) 温室効果ガス削減対策の推進（環境課）

- ・温室効果ガスの排出を抑制するため、地球温暖化対策実行計画を策定し、省エネルギー化を促進します。
- ・太陽光発電設備の導入促進、壁面緑化の推進などにより、市民・事業者・行政が一体となって温室効果ガスの削減に取り組みます。

(4) 公害監視体制の充実（環境課）

- ・大気中の二酸化窒素や大気、土壌のダイオキシン類、河川の水質などについて定期的に測定を行い、その結果を公表し、市民・事業者・行政が一体となって公害監視体制を充実します。

(5) し尿の適正な処理（環境課）

- ・入間東部地区衛生組合における、し尿処理業務を継続しながら、処理施設の老朽化対策に努めます。

第5章第4節

大柱 市街地の整備

1 施策の方向性

魅力あふれる質の高いまちをつくるため、人と環境にやさしく、災害に強いまちづくりを基本とした市街地整備を進めます。

各駅周辺においては、居住環境の維持・向上と商業、業務機能を集積して市街地の魅力を高めるとともに、市民や事業者の協力により美しいまちなみを創出します。

既成市街地は、地域の実情に応じた生活関連施設の整備を進め、利便性、安全性、快適性を高めます。

新市街地については、交通利便性などの地域特性を踏まえ、地域住民の理解と協力のもと、都市と自然が調和した計画的な整備を進めます。

2 現状と課題

- ・市街地は、都市基盤整備により計画的な土地利用が進められている地区と、昭和30年代から40年代にかけての急激な人口増加により、都市基盤が十分に整備されないまま開発が進んだ地域とに大別できます。
- ・既成市街地の鶴瀬駅東口及び西口地区は、土地区画整理事業により居住環境の整備、宅地の利用増進を図るとともに、魅力ある商業集積の促進や災害に強いまちづくりを進めています。また、ふじみ野駅周辺、針ヶ谷地区及び鶴瀬西のつるせ台地区は、地区計画制度により良好な居住環境の保全に努めています。
- ・既成市街地は、建物が密集し、狭あいな道路が多く、公園・緑地などのオープンスペースが不足していることから、防災機能の強化などのため、地域の実情に応じた整備を検討する必要があります。
- ・旧暫定逆線引き地区の水子・諏訪地区は、地区計画制度の活用により、現在の緑地の保全に努めながら、計画的なまちづくりを進めています。
- ・シティゾーン及び柳瀬川水辺都市ゾーンは、地域振興と都市機能を充実するため、整備を推進していく必要があります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
市街地の整備	－ 既成市街地の整備
	－ 新市街地の整備

5 施策の内容

(1) 既成市街地の整備（まちづくり推進課、鶴瀬駅西口整備事務所、鶴瀬駅東口整備事務所）

- ・ 快適な都市環境を形成するため、地区計画制度の活用や土地区画整理事業などの手法により、地域の実情に応じた基盤整備を進めます。

(2) 新市街地の整備（まちづくり推進課）

- ・ 快適な市民生活の実現と都市機能充実のため、土地利用構想に定めた各ゾーンについて、地域特性に合った整備手法により、計画的な整備を進めます。
- ・ 旧暫定逆線引き地区の水子・諏訪地区は、地域特性を活かしながら、都市機能向上のための整備を計画的に進めます。

第5章第5節

大柱 道路・交通環境の整備

1 施策の方向性

安全で快適に利用できる道路・交通環境を確保するため、地域間移動の円滑化を図る道路や、歩行者や自転車が安心して利用できる道路を計画的に整備し、総合的な道路・交通体系の確立に努めます。

交通事故から市民を守るため、交通安全施設の充実や意識啓発を推進します。

駅周辺における放置自転車や違法駐車を解消し、まちの美観と安全性を高めるため、利用者への啓発や指導の強化に努めるとともに、市民の移動利便性を高める市内循環バスの円滑な運行に努めます。

2 現状と課題

- ・平成 21 年度に実施した市民意識調査では、「安全で快適な道路の整備」が 34 施策中、最も不満度が高い結果となっていることから、引き続き、安全で快適な道路交通環境の整備が求められます。
- ・都市計画道路などの幹線道路は、土地区画整理事業などによって一部の整備が進んでいます。
- ・日常生活に身近な道路は、高齢化社会の進行などを踏まえ、狭い道路の解消やバリアフリー化などが求められており、安全な歩行空間の確保や安心して自転車が利用できる環境を整備していく必要があります。
- ・老朽化した道路及び橋の維持管理を計画的に進めていく必要があります。
- ・市内の交通事故件数は平成 16 年をピークに減少傾向にありますが、引き続き交通安全に関する教育や啓発を進める必要があります。
- ・駅周辺では、放置自転車や路上駐車対策のほか、まちの美観の向上と歩行者などの安全確保のため、駐輪指導により市立自転車駐車場（11 箇所）などの利用促進や、違法駐車の解消などを近隣自治体や関係機関と連携し進めています。
- ・市内循環バスは、路線の見直しなどにより利用者が増加していますが、引き続き、利用者ニーズを踏まえた運行に努める必要があります。

3 成果指標

指標名	現状（22 年度）	中間見直し時（25 年度）	5 年後（27 年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
道路・交通環境の整備	— 道路・交通体系の確立
	— 幹線道路の整備
	— 安全で快適な道路空間の整備
	— 市内循環バスの充実
	— 放置自転車対策の推進
	— 違法駐車対策の推進
	— 交通安全施設整備の推進
	— 交通安全教育・指導の推進

5 施策の内容

(1) 道路・交通体系の確立（道路交通課）

- ・歩行者、自転車、自動車、公共交通に配慮しながら総合的な道路・交通計画を策定し、市内の道路や交通環境の改善を計画的に進めます。

(2) 幹線道路の整備（道路交通課）

- ・幹線道路は、重点路線の選定や優先順位を定め、計画的な整備を進めます。
- ・老朽化した道路や橋の計画的な維持管理を進めます。

(3) 安全で快適な道路空間の整備（道路交通課）

- ・生活に身近な道路は、子どもから高齢者まで安心して移動できる道路空間を形成していくため、地域の実情に応じて、グリーンベルトの活用などによる歩車道の分離や歩道のバリアフリー化など計画的な整備と維持管理に努めます。

(4) 市内循環バスの充実（道路交通課）

- ・市内循環バスの運行経路や運行時刻の改善などにより、利用者の利便性向上を目指します。

(5) 放置自転車対策の推進（道路交通課）

- ・駅周辺における駐輪需要に対し、各駅の特性に応じた自転車駐車場の整備に努めます。
- ・地域住民及び関係機関の協力を得ながら、駅周辺などの自転車放置禁止区域における指導を強化していきます。

(6) 違法駐車対策の推進（道路交通課）

- ・違法駐車車両の解消のため、実情に応じた交通指導や交通規制の強化を警察に要請するとともに、運転者へのマナー遵守を促していきます。

(7) 交通安全施設整備の推進（道路交通課）

- ・交通状況や危険箇所の把握に努めながら、道路照明灯やガードレール、道路反射鏡などの整備を進めます。
- ・横断歩道や信号機の設置について警察など関係機関に要請していきます。

(8) 交通安全教育・指導の推進（道路交通課）

- ・ 保育所、幼稚園、小中学校を対象とした交通安全教室や高齢者の事故防止対策などの講習会を開催するとともに、市民・行政・警察が一体となって、交通安全運動や交通事故防止運動を展開します。

第5章第6節

大柱 上下水道の整備

1 施策の方向性

安心で安全な水を安定して供給するため、給配水施設や基幹管路の耐震化、老朽化した水道管の更新を計画的に進めるとともに、災害時における供給体制の確保に努めます。また、健全な事業経営を推進します。

衛生的で快適な生活環境を保ち、河川の水質を保全するため、市街化区域内は公共下水道の完全整備を進めます。また、市街化調整区域内においては、地域の特性を考慮しながら特定環境保全公共下水道や合併浄化槽などの手法により、地域環境の保全に取り組みます。

市街地の道路や地下施設の冠水などの都市型水害を防ぐため、計画的に雨水排水施設の整備・改修を進めます。

2 現状と課題

- ・安全で良質な水を確保するため、現在総給水量の8割を確保している県営水道からの安定供給を維持するとともに、受水槽設置施設の衛生管理の指導を引き続き行う必要があります。
- ・安全で確実な給水体制を維持するため、老朽管の更新を進めるとともに、給配水施設の耐震化についても計画的に整備を図る必要があります。
- ・委託業務の拡充により、利用者サービスの向上と経費の削減に努めています。
- ・市街化区域内は、鶴瀬駅東西口の土地区画整理事業施行区域の公共下水道整備を進めるとともに、旧暫定逆線引き地区の水子・諏訪地区の整備を計画的に進める必要があります。また、処理区域内の未接続世帯解消を進める必要があります。
- ・市街化調整区域内は、河川の水質を保全し衛生的で快適な生活環境を保つため、特定環境保全公共下水道の整備を進めてきましたが、今後は、費用対効果も考慮し、合併浄化槽などの手法も含め汚水処理手法を検討する必要があります。
- ・雨水対策としては、これまで、桜井、別所、砂川堀、権平川、柳瀬川の各雨水幹線を整備するとともに、流末のポンプ場整備などを進めてきましたが、引き続き、都市化の進展による市街地での冠水被害などの都市型災害への対応が必要です。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
上下水道の整備	－ 水道水の安定供給
	－ 水道施設などの災害対策の充実
	－ 健全な水道事業の経営
	－ 公共下水道（汚水）の整備
	－ 特定環境保全公共下水道などの整備
	－ 公共下水道（雨水）の整備

5 施策の内容

（１）水道水の安定供給（水道課）

- ・水道水を安定的に供給するため、老朽管や年数を経た機械・電気設備などを計画的に更新するとともに、水質・水圧管理の強化に努めます。

（２）水道施設などの災害対策の充実（水道課）

- ・浄水場や基幹管路の耐震化を計画的に進めるとともに、災害時の応急体制を充実します。

（３）健全な水道事業の経営（水道課）

- ・利用者サービスの向上とともに、収入の確保及び経費の削減に努めることで、質の高い健全な水道事業経営を目指します。

（４）公共下水道（汚水）の整備（下水道課）

- ・既成市街地などの整備を計画的に進め、計画区域内の完全整備を目指すとともに、水洗化を促進します。

（５）特定環境保全公共下水道などの整備（下水道課）

- ・農業集落の生活環境向上と河川・水路などの汚濁防止のために、特定環境保全公共下水道の整備を進めるとともに、合併浄化槽などによる汚水処理手法の活用を進めます。

（６）公共下水道（雨水）の整備（下水道課）

- ・水害のない生活環境を確保するため、主要な雨水幹線を整備するとともに、ポンプ場などの洪水対策施設の整備を計画的に進めます。

第5章第7節

大柱 防災・防犯対策の充実

1 施策の方向性

地震や水害など各種の災害から市民の生命や財産を守るため、災害協定など広域的な援助体制の構築や消防力の強化に努め、総合的な防災対策を進めます。また、建築物の耐震化を促進し、震災時における被害の軽減を図るとともに、市民一人ひとりの防災に対する意識の向上に取り組み、災害時に地域で助け合える体制づくりを進めます。

多様化、複雑化する犯罪から市民の生活を守るため、防犯に対する意識啓発や地域ぐるみの防犯活動を充実していくとともに、市民、行政、警察の連携を強化し、犯罪が起こりにくい安全で安心なまちづくりを進めます。

2 現状と課題

- ・地域における防災活動の中心となる自主防災組織は、平成22年7月末現在で29団体が活動しており、今後もその育成と支援を進めるとともに、新たな組織の結成に対する支援を行う必要があります。
- ・平成21年度末現在、様々な分野の20団体と災害協定を締結しています。
- ・高齢者や障がい者など災害時要援護者の支援は、自主防災組織や地域の助け合いネットワークなどの住民組織と行政の連携による取り組みが一部の地域で進められており、今後は全市的に拡大していく必要があります。
- ・河川改修や排水ポンプなどの整備により、大雨や台風などによる浸水被害は減少しているものの、近年多発している局地的豪雨（ゲリラ豪雨）などによる都市型水害への対策を図る必要があります。
- ・昭和56年以前の建築物の耐震性は現在の耐震構造と比較して安全性が低い状況にあることから、木造住宅の耐震診断により、現状の把握と安全な住宅への改修を促す必要があります。
- ・本市における犯罪発生件数は平成17年をピークに減少傾向にあるものの、近年は、児童の登下校時を狙った犯罪や高齢者に対する詐欺など、犯罪内容が多様化しており、地域ぐるみの見守り活動が重要となっています。
- ・自主防犯組織は平成21年度末現在、全町会に組織されており、地域の防犯活動が行われています。また、青色防犯パトロール車両を使用した防犯パトロール活動は、市内全域で実施されています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
防災・防犯対策の充実	－ 地域防災体制の整備
	－ 都市の防災機能の向上
	－ 消防・救急・救助体制の充実
	－ 水害対策の推進
	－ 防犯体制の整備
	－ 防犯情報の提供

5 施策の内容

(1) 地域防災体制の整備（安心安全課）

- ・総合的な防災体制を確立するため、地域防災計画に基づき、防災意識の向上や自主防災活動の育成支援、広域的な援助協力体制を構築するとともに、飲料水などの備蓄や防災資機材の整備などの充実に努めます。
- ・災害時における高齢者や障がい者などの支援体制を、地域と連携しながら確立します。

(2) 都市の防災機能の向上

（道路交通課、まちづくり推進課、安心安全課、建築指導課）

- ・災害に強いまちづくりを推進するため、防災空間としての道路や公園などの整備を進めるとともに、避難場所となる公共施設の耐震化に取り組みます。
- ・住宅の安全性を高めるため、木造住宅の耐震診断や耐震改修を促進します。

(3) 消防・救急・救助体制の充実（安心安全課）

- ・入間東部地区消防組合と連携し、より高度な消防・救急・救助体制を確立します。
- ・消防団車庫の建替えや車両の更新を計画的に進めます。

(4) 水害対策の推進（安心安全課、道路交通課）

- ・河川の治水機能を維持向上させるため、河川・水路の整備や排水ポンプの設置などを計画的に進めます。
- ・低地部での雨水による浸水被害の発生を防止するため、宅地内浸透処理や一時的貯留などにより、雨水の流出抑制を進めます。
- ・洪水時の浸水状況を想定した洪水ハザードマップや地形、災害履歴などの災害危険情報を市民に提供し、水害に対する意識を高めていきます。

(5) 防犯体制の整備（安心安全課）

- ・犯罪を未然に防止するため、自主防犯組織に対し、防犯パトロール用品の配布、ボランティア保険の加入などの支援を行い、市民と行政の協働による防犯活動を進めます。
- ・市民青色防犯パトロール隊による防犯パトロール活動を進めます。

(6) 防犯情報の提供（安心安全課）

- ・ 地域における防犯体制を強化するため、警察との連携により、地域の犯罪情報を地域・学校・家庭に提供し、情報の共有化を進めます。

第5章第8節

大柱 消費生活・市民相談の充実

1 施策の方向性

市民が抱える不安や悩みを解消し、様々なトラブルに巻き込まれることなく安心した生活を送ることができるよう、情報の提供と相談体制の充実に努めます。

2 現状と課題

- ・平成21年に消費者安全法が施行され消費者庁が発足し、消費者行政を一元的に推進するための法整備と組織体制が整備されました。
- ・消費生活相談件数は平成16年度をピークに減少傾向にある一方、相談内容は多様化、複雑化していることから、様々な相談内容に対応できる体制の強化が求められています。
- ・消費者被害を未然に防ぐため、消費生活に関する情報の提供や、消費生活講座の開催などを通じて、トラブルに巻き込まれない消費者の育成を図っています。
- ・平成19年度には各種市民相談と消費生活相談の窓口を統合し、市民が利用しやすい相談窓口体制としました。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
消費生活・市民相談の充実	消費生活・市民相談の充実
	消費者への意識啓発

5 施策の内容

(1) 消費生活・市民相談の充実（市民相談室）

- ・多様化する相談内容に対応するため、専門知識を有する相談員などによる相談体制の充実に努めます。また、相談員に対する研修の充実に努めます。

(2) 消費者への意識啓発（市民相談室）

- ・市民が消費者被害にあわないよう、消費生活に関する情報提供や啓発に取り組めます。

第6章

市民参加・協働により、豊かな自治を
つくる人のまち

第6章第1節

大柱 市民自治の推進

1 施策の方向性

市の情報を市民にわかりやすく提供することにより情報の共有化を進め、市民が市政に参加しやすい環境をつくり、市民の声を的確に反映した行政運営に努めます。

多様化する地域の課題にきめ細かく対応していくため、市民、NPO、市民団体が活動しやすい環境を整えるとともに、連携を深め、協働のまちづくりを進めます。また、身近な課題への取組みを、生活に身近な地域から進められる体制を整備します。

さらに、コミュニティの醸成に向けて、町会など地域を支える活動を支援します。

2 現状と課題

- 平成16年3月に制定した自治基本条例に基づき、市民参加と協働によるまちづくりに取り組んできました。多様化、複雑化する課題やニーズに対応するため、市民と市が情報を共有し、連携しながら取り組んでいくことが必要です。
- 富士見市に事務所があるNPO法人は、平成22年7月現在で19団体あり、様々なまちづくり活動などを行っています。また、NPO団体の交流会などを開催し、活動報告や情報交換を行っています。
- 市内には56の町会により、様々な地域活動が行われています。一部の地域においては、町会への加入率の低下や役員の後継者不足のため、町会活動の継続や地域コミュニティの形成が困難となっているところもあり、それらへの対応が必要です。
- 身近な地域の課題を解決し、きめ細かな地域づくりを行うため、地域と市の協働による新たな取組みが必要です。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
市民自治の推進	－ 市民参加・協働の推進
	－ 市民活動の促進と連携
	－ 町会活動の支援
	－ 情報提供の充実
	－ 広聴活動の充実

5 施策の内容

(1) 市民参加・協働の推進（協働推進課）

- ・市民の知恵と力を生かした、市民と協働によるまちづくりを進めるため、自治基本条例の普及啓発を行うとともに、審議会などへの市民参加やパブリックコメントの実施など、市民が市政に参加できる環境づくりを進めます。
- ・市民団体やNPOなどとの連携による事業が促進されるよう、協働の仕組みづくりを進めます。
- ・地域にまちづくり組織を形成し、行政との連携により地域課題を解決していける市民主体のまちづくりをともに進めます。

(2) 市民活動の促進と連携（協働推進課）

- ・市民、市民団体、NPOなどが行う主体的なまちづくり活動を支援するとともに、市民や市民団体間のネットワークづくりを進めます。

(3) 町会活動の支援（協働推進課）

- ・防犯、防災など様々な町会活動を支援するとともに、町会への加入率向上を図るため、町会と連携していきます。
- ・町会・自治会活動の拠点となる地域立集会所の維持管理に対する支援を行います。

(4) 情報提供の充実（秘書広報課、政策財務課、総務課）

- ・市民と市の情報共有や双方向の情報交換を進めるため、広報紙やホームページなどにより、様々な行政情報を迅速にわかりやすく提供するとともに、まちづくりに対する情報交換を行っていきます。
- ・予算や主要な計画などは、地域懇談会などにより対話を重ねながら、市民の意見を反映した計画づくりを進めていきます。
- ・個人情報の保護に留意しながら、情報公開の一層の推進を図り、透明性の高い行政運営を進めます。

(5) 広聴活動の充実（秘書広報課）

- ・市長へのメールや懇談会など、多くの市民の声を聴くための機会拡充に努めます。
- ・寄せられた市民の声を市政に反映させるため、庁内での情報の共有化を進めるとともに、対応状況をわかりやすくホームページなどで公開します。

第6章第2節

大柱 計画的な総合行政の推進

1 施策の方向性

社会状況の変化や、それらに伴う市民ニーズの変化に的確に対応した行政サービスを提供していくため、行政評価制度を活用し、事務事業の見直しなどを進めます。また、情報通信技術や民間活力の活用により市民の利便性の向上などに取り組み、様々な角度から行財政運営の改革・改善を推進し、市民満足度の向上や成果を重視した行政運営を総合的かつ計画的に進めます。

わかりやすい情報の提供や行政の透明性の向上とコミュニケーションの積み重ねなどにより、市民と行政の信頼関係を深めていきます。

2 現状と課題

- ・事務事業を見直し、業務の改善につなげるため、事業仕分けや事務事業評価に取り組んでいます。
- ・民間活力の導入については、PPP（パブリック プライベート パートナシップ）の手法の中で、指定管理者制度やPFIなど最も適した手法を選択し、取り組んできました。今後も引き続き、市民サービスの向上と行政の効率化を目指し、計画的に民間活力の導入を推進していく必要があります。
- ・市民サービスを向上させるため、時間外や臨時の窓口開庁を行ってきました。今後も、市民の視点に立ち、利便性が高く、効率的な窓口サービスを進めていく必要があります。
- ・インターネットなどのICTを活用した行政サービスの拡充が重要です。
- ・利用者が安全で快適な施設利用ができるよう公共施設などを計画的に改修していくとともに、施設の有効活用を進めていく必要があります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱	小柱
計画的な総合行政の推進	－ 計画行政の推進
	－ 民間活力の活用
	－ 電子市役所の推進
	－ 市民に信頼される人材の育成
	－ 公共施設の改修と有効活用
	－ 窓口サービスの改善

5 施策の内容

(1) 計画行政の推進（政策財務課）

- ・ 地方分権が進む中で、自主自立の魅力あるまちづくりを目指すため、総合計画に基づき、行政評価、予算、組織が連動した行政運営を進めます。
- ・ 利便性と効率性を向上させるため、事務事業の見直しなどの行財政改革に取り組んでいきます。

(2) 民間活力の活用（政策財務課）

- ・ 施設の特性や事務事業の内容を踏まえ、市民サービスの向上とコストの削減が効果的に進められる民間活力の手法を検討し、計画的に導入をしていきます。

(3) 電子市役所の推進（情報政策課）

- ・ 各種電子申請や市民生活に身近な情報提供など、利用者の視点に立ったICTの活用を推進するとともに、情報セキュリティの徹底を進めます。

(4) 市民に信頼される人材の育成（職員課）

- ・ 質の高い行政運営を推進するため、様々な研修などにより、職員の意識改革や能力向上を図るとともに、能力や実績を重視した人事管理を行い、適正な職員配置に努めていきます。

(5) 公共施設の改修と有効活用（管財課）

- ・ 公共施設を安全、快適に利用できるよう計画的に施設・設備の改修を進めていくとともに、施設機能の有効活用に努めます。

(6) 窓口サービスの改善（政策財務課、各窓口担当課）

- ・ 休日開庁や開庁時間の延長など窓口業務のあり方を検討し、利便性の高い、親切・丁寧な窓口サービスに取り組みます。
- ・ 地域の実情に合ったきめ細かな窓口サービスを提供していくため、出張所機能の見直しを検討します。

第6章第3節

大柱 健全な財政運営

1 施策の方向性

市の特性を活かした魅力あるまちづくりなどにより、市税をはじめとする自主財源の安定的な確保に努めるとともに、長期的な財政展望を踏まえ、計画的な行政運営を行うことで、健全な財政運営を進めます。

2 現状と課題

- ・ 景気の低迷や少子高齢化社会の進行などにより歳入の根幹をなす市税収入の伸びはあまり期待できない状況です。
- ・ 当市の自主財源比率は、県内市平均に比べても低いため、自主財源を安定的に確保するための施策を展開していくことが重要な課題になっています。
- ・ 財政健全化判断比率は、いずれも基準値より低くなっていますが、将来の債務負担の減少に努めていく必要があります。
- ・ 厳しい財政状況を踏まえ、中長期的な財政運営の見通しを立て、事務事業の見直しをはじめとした行財政改革により、歳出削減と歳入確保に取り組む必要があります。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図

大柱		小柱
健全な財政運営	—	財政運営の健全化
	—	自主財源の確保

5 施策の内容

(1) 財政運営の健全化（政策財務課）

- ・財務諸表や財政指標の分析、中長期的な収支見通しを踏まえ、事業の見直しや選択により健全な財政運営に努めます。
- ・広報紙や説明会などにより市民に財政状況を説明します。

(2) 自主財源の確保（政策財務課、収税課）

- ・計画的な土地利用を推進し、企業の誘致などにより魅力あるまちづくりを進め、新たな財源の確保に努めます。
- ・市税などの納付方法の充実や徴収業務の強化、納税啓発の推進などにより、収納率の向上に努めます。
- ・公有財産の有効活用や、受益者負担の適正化に努めます。

第6章第4節

大柱 広域行政の推進

1 施策の方向性

情報化の進展や市民の日常生活圏域の拡大などに対応するため、他の自治体や県との連携により、市民サービスの拡充や行政の効率化に取り組みます。

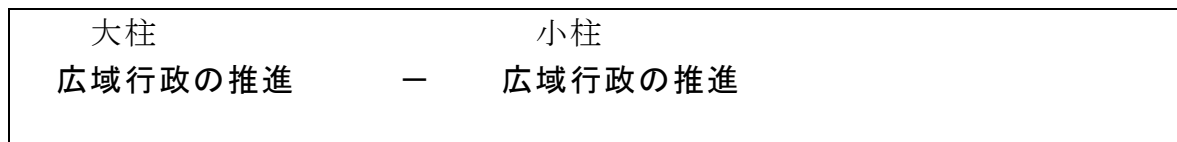
2 現状と課題

- ・市では、現在、消防、火葬場・斎場、し尿、ごみの分野について、事務の効率化を図るために、近隣市町で構成する一部事務組合（入間東部地区消防組合、入間東部地区衛生組合、志木地区衛生組合）により共同処理をしています。
- ・職員の人材育成や後期高齢者医療事務を効率的、効果的に行っていくため、広域連合で共同処理をしています。
- ・ふじみ野市、三芳町との間で図書館、体育館の相互利用を行っており、また、ふじみ野市、三芳町、志木市、さいたま市、その他県内外の自治体と災害時の相互応援協定を締結しています。
- ・ふじみ野市との間で児童・生徒の一部の教育事務の委託を行っています。
- ・近隣市町との間で協定を締結し、上下水道の整備を行っています。
- ・ふじみ野市・三芳町と共同で市内3駅の自転車対策に取り組んでいます。
- ・広域幹線道路の整備促進をするため、関係自治体と連携して課題解決に向けた取り組みを行っています。

3 成果指標

指標名	現状（22年度）	中間見直し時（25年度）	5年後（27年度）

4 施策の体系図



5 施策の内容

(1) 広域行政の推進（政策財務課）

- ・ 消防、火葬場・斎場、し尿、ごみの分野については、引き続き一部事務組合において共同処理することにより、事務の効率化をしていきます。
- ・ 今後も県や他の自治体と広域的に連携し、市民サービスの向上と事務の効率化を進めていきます。